

令和6年度「学生と県内企業等との交流会」企画・運営業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度「学生と県内企業等との交流会」企画・運営業務

2 委託者

佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議（事務局：佐賀県産業労働部産業人材課）

3 事業目的

県内の大学・短期大学・専門学校生（以下、大学生等）はその在籍及び就職について、大学生は県外出身者が多く、卒業後は県外への就職が多い。一方、短期大学・専門学校生は県内出身者が多く、その分県内への就職が大きい状況である。また、県外に進学した大学生等はそのまま県外で就職することが多く、県内出身者の県外流出が大きい状況にある。

そうした現状の中で、県内学校に通う県内出身者には、引き続き県内への就職を選んでもらい、県外出身者には、佐賀での生活の素晴らしさを発見し、自分に合った企業と出会うことで、卒業後も県内企業に就職してもらいたい。

また、県外学校に進学した県内出身者及びこれから県外に進学する高校生等にも同様の発見や出会いを得てもらうことで、佐賀に帰り、県内企業に就職してほしいという考えを持っている。

今回、こうした就職の状況を見据えながら、主に低学年（1～2年生）の学生及び高校生をターゲットに、佐賀での生活の素晴らしさが発見できる場と、今後の学生のインターンシップや企業訪問につながるような魅力的な県内企業との出会いの場を作り、学生と企業等とが互いに満足できるような状況をつくりたい。

こうしたことから、学生等に対して、佐賀の暮らしの豊かさや県内企業の素晴らしさを発信し、県内企業との関係づくりを行う場をつくるため、学生の県内就職の促進に向けた取組として県内企業等との交流会「さがを深く知る大交流会」（以下、交流会）を開催する。

4 事業実施の基本項目

（1）事前交流プログラムの実施

① 実施時期・会場・内容

時期：7月から12月8日（交流会実施日）までの期間

※上記期間のうち、主に夏季休業期間（8月～9月）の間で実施すること。

会場：参加企業で実施を想定しているが、実施内容により調整

内容：企業と学生が交流を持ち、関係を構築し、学生のキャリア形成に繋がるような就業体験を含むプログラムを実施すること。

また、交流会当日のイベントに携わる等、交流会の参加に繋がるプログラムを実施すること。

② 対象者及び参加目標数 大学・短期大学生50名程度

③ 参加企業数 15～20社程度（企画により増減する場合あり）

（2）交流会の実施

① 実施日時・会場・内容

日時：令和6年12月8日（日）

実施時間は、午前11時半～午後4時の4～5時間程度を想定。

※委託者と協議の上決定すること。

会場：SAGA サンライズパーク SAGA アリーナ

※8日のみ終日予約済。前日（7日）は別イベントが実施されているため、イベント終了後、設営等を開始すること。設営の開始時間については会場管理業者と調整すること。

※会場利用料及び会場備品使用料等、会場使用に係る一切の費用は委託費に含む。

なお、本イベントは、会場利用料減免対象となっている。減免後の料金については、会場管理者に確認すること。

内容：企業と学生の交流の場づくり、参加者の県内就職へ向けた一助となるイベントの実施。

- ② 対象者及び参加目標数 大学・短期大学・専門学校生・高校生及びその保護者 500名程度
- ③ 参加企業数 80～100社程度（企画により増減する場合あり）

5 委託業務の内容

交流会全体の企画・募集・運営等一切の業務を行う。本事業の目的に沿って県内企業と参加学生が積極的に交流し、学生が企業の素晴らしさや佐賀で暮らす素晴らしさを感じることができる内容を企画し提案すること。また、企画については、学生（サークルやゼミ等を含む）及び県内企業と連携して実施し、イベント全体の繋がりや盛り上がりを意識した内容とすること。

（1）イベント全体の企画・準備

（2）、（3）に掲げる事前交流プログラム及び交流会の企画及び運営に係る一切の業務を実施すること。

本業務には以下の内容を含む。

- ・学生への参加案内・募集・受付・調整等
- ・参加企業の募集・受付・調整等
- ・必要に応じた企業説明会の実施
- ・説明会・オリエンテーション等の実施会場の調整
- ・運営マニュアルの作成
- ・交流会当日資料「ガイドブック（カラー冊子 1,000部程度、サイズ B4）」の作成に係る業務
- ・業務実施に係る連絡調整、問合せ対応

（2）事前交流プログラムの企画提案・実施

以下を踏まえ、参加学生と県内企業が相互理解を深め、実施後も交流しつづけたいと感じられるようなプログラムを企画提案し、実施すること。

なお、プログラム実施内容については、SNS や Web サイト等を活用して広く発信し、交流会当日の機運を高める。

- ・参加学生と参加企業が複数日（目安 5 日間）共同で活動する（日数は内容によって調整する）。
- ・参加学生が複数の企業を訪問し、業務や働く人について認知を深められる。
- ・参加学生が興味関心のある企業だけでなく、複数の参加企業や働く大人と交流できる。
- ・参加企業が自社の強みや特長、働く人の思いを伝える場を設定できること。
- ・参加学生が佐賀の暮らしの良さを知ることができる内容であること。
- ・参加学生が主体的に考え、企業や他の参加学生と意見を交わすことのできる内容とする。
- ・本プログラム参加により、学生が交流会に主体的に携わることができるよう工夫する。

※プログラム参加に積極的な学生だけでなく、受動的な学生も無理なく参加できるよう、プログラム内容やチーム構

成等を工夫すること。

(3) 交流会の企画提案・実施

会場の大きさや付帯設備等を効果的に活用し、参加者が楽しみながら企業と交流でき、参加企業の素晴らしさや佐賀での暮らしの素晴らしさを感じられる交流会を企画提案し、実施すること。

- ・学生が興味関心のある企業だけでなく、より多くの参加企業と交流できる内容とする。
- ・参加企業が自社の強みや特長を伝えられる内容とする。また、佐賀の暮らしの良さを知ることができる内容とする。
- ・学生が参加したくなるイベント内容とし、学生の意見を聞きながら交流会のイベント内容をコーディネートする。
- ・参加者と参加企業がより多くの交流の機会を得ることができるよう、交流を誘導するためのスタッフやコンテンツの設置など、交流促進につながる工夫をすること。

なお、以下の企画内容について、必ず含むものとする。

ア 企業と学生が交流できる場の設置

- ・学生が企業担当者対話し、仕事のやりがいや聞いて、しごと体験や製品使用体験、サービス体験等、実際に体験することで企業理解を深めることができる内容。複数の企業担当者との交流やイベント後の企業と交流（座談会やインターンシップ参加等）に繋がるよう、工夫をする。
- ・県内の大学生・短期大学生・専門学校生の専攻状況を踏まえ、幅広い業界・職種や働く人々について知る機会を作る。
- ・高校生及びその保護者等、幅広い方に県内企業の魅力が伝わるよう工夫する。

イ 企業と学生が相互理解できるイベントの設置

- ・学生が佐賀で働くことや暮らすことの素晴らしさや佐賀で働く人々の熱意や楽しんでいる姿を感じられるようなイベント内容。（佐賀県知事の参加を依頼することもある）
- ・多様な企業・学生のクロス交流から、企業と学生間だけでなく、企業同士や学生同士の交流ができたり、企業が学生を理解できたりというコミュニケーションが取れるようすることで、働く楽しさを感じたり、気づきが生まれるような工夫をする。
- ・開催時間内で時間を区切ってイベントを行うこと。トークイベント等を行うときは並行して実施されているイベント等に配慮すること。加えて、WEBによる配信を行う等、学生が参加しやすいよう工夫し実施すること。

ウ 飲食物販売エリアの設置

- ・出展企業及び参加者が購入できるキッチンカーやマルシェ等、会場内で実施可能な飲食物販売エリアを設置すること。利用規定等を十分確認し、実施可能な内容を提案すること。
- ※会場費については、飲食物販売実施を含めた料金を積算すること。

(4) 交流会実施前の参加企業へのオリエンテーション実施

交流会参加企業決定後、参加企業を対象として、学生との交流の仕方等をレクチャーするためのオリエンテーションを実施すること。実施内容には以下の内容を含むこと。

- ・交流会における学生との交流方法（話しかけ方、話す内容、インターンシップ等に繋げる方法等）
- ・企業同士の交流による、採用・定着に係る課題・解決策共有の場

(5) その他

①参加者の送迎に関する業務

必要に応じて県内の学校と会場を往復する輸送用バスの手配及び運行を行い、これに付随する一切の業務を行うこと。

②会場誘導

駐車場・駐輪場を含む、会場及び会場周辺における参加者、参加企業等の安全な入退場及び会場内の誘導を行う。

③記録写真の撮影

当日の交流会の様子を撮影後、データを委託者へ納品する。

(5) アンケートの実施

参加企業及び参加者に対し、アンケートを実施する。アンケートの内容に関しては委託者と協議し決定する。スマートフォン等を用いてWEBから回答できる手段と、紙に記入し回答できる手段を準備する。アンケート結果を集計・分析ののち、データを委託者へ納品する。

(6) 対象者の参加に係る広報の企画・実施

対象者の参加促進に結びつく手段や内容、効果等を検討し、企画・実施する。広報活動については、委託者と協議しながら実施する。また、県内の学生に加え、佐賀県近隣の学生（主に本県出身者等の関係者）に訴求する広報手段を講じること。

なお、本委託業務に関するSNSアカウント（Instagram・Twitter（@sagashiru））が存在するため、積極的に活用すること。

(7) 報告書の作成

参加者数・企業別訪問者数の把握、参加者・参加企業向けのアンケート等を集計し委託者に報告する。

6 実施体制の構築

(1) 体制

本事業を効果的に実施するために必要な支援を行うものとし、本事業のコンセプトの提案から実施・運営までをトータルして管理を行う統括責任者と運営担当を配置すること。また、事業を実施するための必要な人員体制を構築すること。統括責任者は、契約期間中、委託者と随時打合せ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ることとする。

(2) 打合せに関する要件

受託者は、本業務のスケジュール等に十分配慮し、県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。また、必要に応じて、都度委託者の構成機関で行う本事業実施のための会議や、委託者が学生等と行う会議に参加すること。なお、会議・打合せを実施した場合は議事録を作成し、都度提出すること。

(3) 危機管理体制について

危機管理マニュアルを作成し、安全・衛生管理に十分配慮すること。トラブル等が発生した際には責任者が対応し、速やかに委託者へ連絡すること。

7 進行管理

受託者は業務を確実に遂行できるよう、実施計画及び工程表を作成し、進行管理を行うこと。受託者は工程表に大きく変更が生じた場合は、その都度工程表を作成し、提出すること。

8 委託期間

委託契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

9 委託上限額

13,533,000円（消費税及び地方消費税を含む）

10 成果物

本業務委託によって制作された以下のものについては、成果物としてデータを委託者へ提出すること。

※提出期限は、令和7年2月28日（金）までとする

- (1) 業務委託実績報告書
- (2) 本業務において作成した資料（広報媒体のデータ、交流会開催関連資料、参加者データ等）
- (3) その他委託者と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

11 その他

- (1) 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）があれば、委託者と協議のうえ追加をすること。ただし、委託金額内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。
- (2) 本事業に関する事務は、受託者が行うこと。
- (3) 労働関係法令を含む各種法令等を遵守すること。
- (4) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に基づく「佐賀県職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に規定された合理的配慮を誠実に行うこととし、その合理的配慮を怠ることによって、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。
- (5) 本委託業務を実施するに当たり、第三者（委託者及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。
- (6) 受託者が本委託業務において制作したデータ、デザイン、写真、イラスト及び文章等一切の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、委託者と協議するものとする。
- (7) 受託者は、委託者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (8) 受託者の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、委託者より請求があったときは速やかに委託者の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。
- (9) 本委託業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとする。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととする。
- (10) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。
- (11) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、委託者と受託者が協議して定めた事項につい

てはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、委託者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。

(12) 仕様書について疑義が生じた場合については、委託者と受注者が協議して定めるものとする。

(13) 佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議での協議により、委託契約締結後、実施内容について変更を協議することがある。